

令和2年6月
浜田市議会定例会議議案

令和2年6月15日

令和 2 年 6 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 44 号 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第 45 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 50 号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 54 号 財産の取得について(高規格救急自動車)
- 議案第 55 号 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車)
- 議案第 56 号 訴えの提起について(消防救急無線デジタル化整備事業)
- 議案第 57 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 58 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 同意第 4 号 浜田市農業委員会委員の任命について

報 告

- 報告第 11 号 専決処分の報告について(浜田市税条例等の一部を改正する条例)
- 報告第 12 号 専決処分の報告について(令和元年度浜田市一般会計補正予算(第 8 号))
- 報告第 13 号 令和元年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 14 号 令和元年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 15 号 放棄した市の私債権の報告について
- 報告第 16 号 放棄した市の私債権の報告について

議案第 44 号

浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 第 3 項第 2 号中「）がある場合」の次に「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表から別表第 11 まで及び別表第 13 において「省令」という。）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）」を加える。

別表第 10 第 3 項第 3 号中「共用部分がある場合」の次に「（省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）」を加える。

別表第 11 第 1 項第 1 号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表及び別表第 13 において「省令」という。）」を「省令」に改め、同号ウ中「別表第 13 において同じ。」を削り、「（以下この表及び次表」を「（以下この表から別表第 13 まで」に改める。

別表第 13 第 1 項中「第 3 号又は第 4 号」を「第 3 号、第 4 号又は第 5 号」に改め、同項第 4 号中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及び同号ロ(3)」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2) (ii) 及び同号ロ(2)に規定する基準を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	32,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000 円）
イ 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	56,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000 円）

別表第 13 中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第 1		
-------------------------------	--	--

条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いて評価を行う場合		
(1) 床面積の合計が200㎡未満のもの	1件	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(2) 床面積の合計が200㎡以上500㎡以内のもの	1件	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 46 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を次のように改める。

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 7 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に該当する場合に限る。)」を加える。

第 38 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項
の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表ふたば学級放課後児童クラブの項中「港町 208 番地」を「港町 262 番地 5」に、「50 人」を「80 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
について

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年浜田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 7 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 9 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設置する道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設置する道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（自転車道を設置する道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 10 条第 1 項中「道路には」を「第 3 種（第 4 級及び第 5 級を除く。次項において同じ。）又は第 4 種（第 3 級及び第 4 級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるものには」に改め、同条第 2 項中「道路又は」を「第 3 種若しくは第 4 種の道路又は」に、「道路（」を「第 3 種若しくは第 4 種の道路で設計速度が 1 時間につき 60 キロメートル以上であるもの（」に改める。

第 11 条第 1 項中「道路（自動車道）」を「第 3 種又は第 4 種の道路（自動車道又は自転車通行帯）」に改める。

第 12 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 33 条第 3 号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 42 条中「第 9 条」の次に「、第 9 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例第 9 条の 2 並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 51 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

昭和 63 年度	日脚大久保住宅 4 号棟	浜田市日脚町 360 番地 82	中層耐火構 造 3 階建	18
	後野災害特別住宅 (63)	浜田市後野町 1577 番地 2	木造平家建	1
	宇津井災害特別住宅 (63)	浜田市宇津井町 526 番地 2	木造平家建	1

を

「

昭和 63 年度	日脚大久保住宅 4 号棟	浜田市日脚町 360 番地 82	中層耐火構 造 3 階建	18
-------------	--------------	---------------------	-----------------	----

に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 52 号

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年浜田市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第 2 号中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第 3 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 6 項並びに第 4 条第 7 項第 2 号及び第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、同表備考第 1 項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 53 号

弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例について

弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

弥栄村定住化推進に関する条例を廃止する条例

弥栄村定住化推進に関する条例（平成 3 年弥栄村条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

財産の取得について

浜田消防署桜ヶ丘出張所高規格救急自動車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 購入（指名競争入札） |
| 3 | 取得予定価格 | 35,200,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松江市西津田 1 丁目 7 番 24 号
島根トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野々村 健 造 |

議案第 55 号

財産の取得について

浜田市消防団小型動力ポンプ付積載車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 取得する財産 小型動力ポンプ 2 台積普通積載車 2 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得予定価格 23,246,080 円
- 4 契約の相手方 益田市あけぼの東町 14 番地 15
株式会社 出雲ポンプ
代表取締役 出 雲 一 樹

議案第 56 号

訴えの提起について

消防救急無線デジタル化整備事業（活動波）に係る契約における相手方の独占禁止法違反により、市に損害が生じた件について、損害賠償請求をするための訴えを次のとおり提起するので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル 代表取締役 齋藤悦郎

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上信也

東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

日本無線株式会社 代表取締役 小洗健

東京都港区西新橋二丁目15番12号

株式会社日立国際電気 代表取締役 佐久間嘉一郎

2 請求の要旨

相手方に対し、想定落札価格と実際の契約金額の差額、弁護士費用及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める。

3 授権事項

上訴その他本件処理に関する事項

令和 2 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 355,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,780,999 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		529,466	△1,022	528,444
	1 使用料	347,177	△1,022	346,155
15 国庫支出金		9,715,415	268,766	9,984,181
	2 国庫補助金	6,221,873	268,766	6,490,639
16 県支出金		2,679,085	25,542	2,704,627
	2 県補助金	913,379	25,942	939,321
	3 県委託金	125,721	△400	125,321
18 寄附金		1,006,567	5,000	1,011,567
	1 寄附金	1,006,567	5,000	1,011,567
19 繰入金		2,354,892	△22,018	2,332,874
	2 基金繰入金	2,299,241	△22,018	2,277,223
21 諸収入		917,361	5,932	923,293
	4 受託事業収入	236,737	732	237,469
	5 雑収入	537,287	5,200	542,487
22 市債		2,933,900	73,100	3,007,000
	1 市債	2,933,900	73,100	3,007,000
歳入合計		41,425,699	355,300	41,780,999

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		10,202,468	21,622	10,224,090
	1 総 務 管 理 費	9,586,973	18,658	9,605,631
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	195,461	2,964	198,425
3 民 生 費		11,286,463	62,515	11,348,978
	1 社 会 福 祉 費	6,349,266	8,735	6,358,001
	2 児 童 福 祉 費	4,086,519	53,780	4,140,299
4 衛 生 費		3,072,381	82,444	3,154,825
	1 保 健 衛 生 費	1,698,763	82,444	1,781,207
6 農 林 水 産 業 費		2,457,170	7,500	2,464,670
	3 水 産 業 費	623,333	7,500	630,833
7 商 工 費		1,083,350	85,389	1,168,739
	1 商 工 費	1,083,350	85,389	1,168,739
8 土 木 費		2,858,230	70,732	2,928,962
	1 土 木 管 理 費	691,335	732	692,067
	2 道 路 橋 梁 費	1,207,739	70,000	1,277,739
9 消 防 費		1,382,700	4,780	1,387,480
	1 消 防 費	1,382,700	4,780	1,387,480
10 教 育 費		3,109,114	20,318	3,129,432
	1 教 育 総 務 費	758,485	12,653	771,138
	4 幼 稚 園 費	328,456	2,465	330,921
	5 社 会 教 育 費	1,105,487	3,200	1,108,687
	6 保 健 体 育 費	568,804	2,000	570,804
歳 出 合 計		41,425,699	355,300	41,780,999

第 2 表 地 方 債 補 正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 集 会 施 設 整 備 事 業	千円 5,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	借 入 先 の 融 資 条 件 に よ る。た だ し、市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、若 し く は 延 長 し、繰 上 償 還 を 行 い、又 は 借 換 え す る こ と が で き る。
休 日 診 療 所 整 備 事 業	32,000	”	”	”

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 53,100	千円 80,400
水 産 施 設 整 備 事 業	395,600	403,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	529,466	△1,022	528,444
15 国庫支出金	9,715,415	268,766	9,984,181
16 県支出金	2,679,085	25,542	2,704,627
18 寄附金	1,006,567	5,000	1,011,567
19 繰入金	2,354,892	△22,018	2,332,874
21 諸収入	917,361	5,932	923,293
22 市債	2,933,900	73,100	3,007,000
歳入合計	41,425,699	355,300	41,780,999

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	10,202,468	21,622	10,224,090	27,723	5,900	△11,720	△281
3民 生 費	11,286,463	62,515	11,348,978	67,496	27,300	△42,736	10,455
4衛 生 費	3,072,381	82,444	3,154,825	9,352	32,000	△9,352	50,444
6農 林 水 産 業 費	2,457,170	7,500	2,464,670		7,900		△400
7商 工 費	1,083,350	85,389	1,168,739	182,899		△102,160	4,650
8土 木 費	2,858,230	70,732	2,928,962			48,452	22,280
9消 防 費	1,382,700	4,780	1,387,480	1,240			3,540
10教 育 費	3,109,114	20,318	3,129,432	5,598		14,720	
歳 出 合 計	41,425,699	355,300	41,780,999	294,308	73,100	△102,796	90,688

2 歳 入

14 使用料及び手数料 (1 使用料)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
14 使用料及び手数料	529,466	△1,022	528,444
1 使用料	347,177	△1,022	346,155
5 商工使用料	32,734	△1,022	31,712
15 国庫支出金	9,715,415	268,766	9,984,181
2 国庫補助金	6,221,873	268,766	6,490,639
1 総務費国庫補助金	5,413,893	264,601	5,678,494
2 民生費国庫補助金	237,098	2,665	239,763
6 教育費国庫補助金	9,538	1,500	11,038
16 県支出金	2,679,085	25,542	2,704,627
2 県補助金	913,379	25,942	939,321
2 民生費県補助金	241,483	4,409	245,892
5 商工費県補助金	6,792	18,000	24,792
7 教育費県補助金	30,124	3,533	33,657
3 県委託金	125,721	△400	125,321
4 教育費県委託金	6,702	△400	6,302

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
	2 観光使用料	△1,022	温泉分湯収入 温泉維持費	△981 △41
	1 総務管理費補助金	261,637	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	261,637
	2 戸籍住民基本台帳費補助金	2,964	個人番号カード交付事務費 マイナポイント事業費	△2,740 5,704
	2 児童福祉費補助金	2,665	保育所等整備事業費	2,665
	3 学校施設整備費補助金	1,500	教育支援体制整備事業費	1,500
	2 児童福祉費補助金	4,409	しまねすくすく子育て支援事業交付金 認定こども園施設整備事業費	2,680 1,729
	1 商工費補助金	18,000	商業・サービス業感染症対応支援事業費	18,000
	1 教育総務費補助金	2,736	スクールサポートスタッフ配置事業費	2,736
	2 社会教育費補助金	797	ふるさと教育推進事業交付金	797
	1 教育総務費委託金	△400	教育研究指導事務委託費	△400

18 寄 附 金 (1 寄 附 金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
18 寄 附 金	1,006,567	5,000	1,011,567
1 寄 附 金	1,006,567	5,000	1,011,567
1 総務費寄附金	1,001,000	5,000	1,006,000
19 繰 入 金	2,354,892	△22,018	2,332,874
2 基金繰入金	2,299,241	△22,018	2,277,223
1 財政調整基金繰入金	774,902	41,669	816,571
2 減債基金繰入金	138,000	50,000	188,000
7 ふるさと応援基金繰入金	740,490	△113,687	626,803
21 諸 収 入	917,361	5,932	923,293
4 受託事業収入	236,737	732	237,469
3 土木費受託事業収入	17,936	732	18,668
5 雑 入	537,287	5,200	542,487
2 雑 入	537,285	5,200	542,485
22 市 債	2,933,900	73,100	3,007,000
1 市 債	2,933,900	73,100	3,007,000
1 総 務 債	319,400	5,900	325,300
2 民 生 債	53,100	27,300	80,400

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	総務管理費寄附金	5,000	ふるさと寄附金	5,000
1	財政調整基金繰入金	41,669	財政調整基金繰入金	41,669
1	減債基金繰入金	50,000	減債基金繰入金	50,000
1	ふるさと応援基金繰入金	△113,687	ふるさと応援基金繰入金	△113,687
1	土木管理費受託事業収入	732	本郷川通常砂防事業用地取得事業費 国道186号線防災安全交付金工事用地取得事業費	222 510
7	総務費雑入	2,000	コミュニティ助成事業費	2,000
15	教育費雑入	3,200	コミュニティ助成事業費	3,200
1	総務管理債	5,900	生活改善センター改修事業費	5,900
2	児童福祉債	27,300	私立保育所施設整備事業費 病児病後児保育施設整備事業費	2,000 25,300

22 市 債 (1 市 債)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
3 衛 生 債	149,300	32,000	181,300
4 農林水産業債	581,000	7,900	588,900
歳 入 合 計	41,425,699	355,300	41,780,999

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	10,202,468	21,622	10,224,090	27,723	5,900	△11,720	△281
1 総務管理費	9,586,973	18,658	9,605,631	24,759	5,900	△11,720	△281
1 一般管理費	1,189,796	△4,138	1,185,658				△4,138
7 企 画 費	7,207,569	9,757	7,217,326	13,720	5,900	△13,720	3,857
15 防災諸費	65,727	13,039	78,766	11,039		2,000	

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料		△2,085	1 職員給与費 △4,138
3 職員手当等		△1,403	
4 共済費		△650	
12 委託料		3,850	1 ひゃこるネットみすみ運営事業 3,850 2 地区拠点集会施設整備事業 5,907
14 工事請負費		5,907	
10 需用費		6,935	1 地域安全まちづくり事業 2,000 2 新型コロナウイルス感染症対策事業（防災諸費） 11,039
11 役務費		42	
17 備品購入費		4,062	
18 負担金補助及び交付金		2,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	195,461	2,964	198,425	2,964			
1 戸籍住民基本 台帳費	195,461	2,964	198,425	2,964			

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,250	1 個人番号カード交付事業 2,964
3 職員手当等	113	
4 共済費	398	
8 旅費	192	
10 需用費	11	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,286,463	62,515	11,348,978	67,496	27,300	△42,736	10,455
1 社会福祉費	6,349,266	8,735	6,358,001				8,735
1 社会福祉総務費	1,047,992	8,735	1,056,727				8,735

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	8,735	1 国民健康保険特別会計繰出金 8,735

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,086,519	53,780	4,140,299	67,496	27,300	△42,736	1,720
1 児童福祉総務費	721,841	0	721,841	42,736		△42,736	
2 児童措置費	3,342,282	53,780	3,396,062	24,760	27,300		1,720

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	6	1 特別保育事業 2,680
12 委託料	4,545	2 私立保育所施設整備補助事業 6,379
14 工事請負費	155	3 病児・病後児保育室整備事業 27,035
16 公有財産購入費	22,025	4 新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童措置費) 17,686
18 負担金補助及び交付金	27,049	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,072,381	82,444	3,154,825	9,352	32,000	△9,352	50,444
1 保健衛生費	1,698,763	82,444	1,781,207	9,352	32,000	△9,352	50,444
1 保健衛生総務費	444,242	50,000	494,242	9,352		△9,352	50,000
7 休日診療所管理費	10,000	32,444	42,444		32,000		444

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 貸付金	50,000	1 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業 50,000
11 役務費	8	1 休日診療所整備事業 32,444
12 委託料	5,455	
14 工事請負費	186	
16 公有財産購入費	26,430	
18 負担金補助及び交付金	365	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,457,170	7,500	2,464,670		7,900		△400
3 水産業費	623,333	7,500	630,833		7,900		△400
3 漁港管理費	93,120	7,500	100,620		7,900		△400

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	7,500	1 県事業負担金 (漁港) 7,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,083,350	85,389	1,168,739	182,899		△102,160	4,650
1 商 工 費	1,083,350	85,389	1,168,739	182,899		△102,160	4,650
1 商工総務費	496,107	24,000	520,107	115,169		△91,169	
3 観 光 費	231,752	61,389	293,141	67,730		△10,991	4,650

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	24,000	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（商工総務費・国補正分） 24,000
7 報償費	40,000	1 美又温泉国民保養センター運営費 4,609 2 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業 10,780 3 W e l c o m e 浜田商品券発行事業 46,000
10 需用費	3,039	
11 役務費	3,100	
14 工事請負費	3,698	
17 備品購入費	772	
18 負担金補助及び交付金	10,780	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,858,230	70,732	2,928,962			48,452	22,280
1 土木管理費	691,335	732	692,067			732	
1 土木総務費	608,627	732	609,359			732	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	555	1 土木総務事務費 732
16 公有財産購入費	177	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,207,739	70,000	1,277,739			47,720	22,280
3 道路新設改良費	742,830	70,000	812,830			47,720	22,280

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	70,000	1 地域活性化道路整備事業 70,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,382,700	4,780	1,387,480	1,240			3,540
1 消 防 費	1,382,700	4,780	1,387,480	1,240			3,540
1 常備消防費	1,139,042	4,780	1,143,822	1,240			3,540

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
10 需用費	1,170	1,170	1 常備消防事務運営費 3,540 2 新型コロナウイルス感染症対策事業(常備消防費) 1,240
11 役務費	251	251	
12 委託料	3,289	3,289	
13 使用料及び賃借料	70	70	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,109,114	20,318	3,129,432	5,598		14,720	
1 教育総務費	758,485	12,653	771,138	3,133		9,520	
2 事務局費	587,593	9,520	597,113			9,520	
3 教育研究指導費	167,683	3,133	170,816	3,133			

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
19 扶助費		9,520	1 新型コロナウイルス感染症対策準 要保護世帯支援事業 9,520
1 報酬		2,478	1 教育研究指導事務費 397 2 学校支援員配置事業 2,736
3 職員手当等		258	
7 報償費		△300	
8 旅費		470	
10 需用費		197	
13 使用料及び賃借料		30	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	328,456	2,465	330,921	2,465			
1 幼稚園費	328,456	2,465	330,921	2,465			

10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	108	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園費・国補正分） 2,465
17	備品購入費	2,357	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	1,105,487	3,200	1,108,687			3,200	
6 文化費	169,879	3,200	173,079			3,200	

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	3,200	1 文化振興事業 3,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	568,804	2,000	570,804			2,000	
1 学校保健費	98,048	2,000	100,048			2,000	

10 教 育 費 (6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	2,000	1 新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校保健費・国補正分) 2,000

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(748) 580 人	825,516 千円	2,325,902 千円	1,847,072 千円	4,998,490 千円
補 正 前	(742) 581	820,788	2,327,987	1,848,104	4,996,879
比 較	(6) △1	4,728	△2,085	△1,032	1,611
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	908,083 千円	5,906,573 千円			
補 正 前	908,335	5,905,214			
比 較	△252	1,359			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(33) 578 人	千円	2,321,054 千円	1,751,178 千円	4,072,232 千円
補 正 前	(33) 579		2,323,139	1,752,581	4,075,720
比 較	△1		△2,085	△1,403	△3,488
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	783,995 千円	4,856,227 千円			
補 正 前	784,645	4,860,365			
比 較	△650	△4,138			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(715) 2 人	825,516 千円	4,848 千円	95,894 千円	926,258 千円
補 正 前	(709) 2	820,788	4,848	95,523	921,159
比 較	(6)	4,728		371	5,099
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	124,088 千円	1,050,346 千円			
補 正 前	123,690	1,044,849			
比 較	398	5,497			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	43,699 ^{千円}	^{千円}	90,484 ^{千円}	739 ^{千円}	40,958 ^{千円}
	補正前	43,699		90,562	739	41,282
	比 較			△78		△324
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,253 ^{千円}	912 ^{千円}	3,704 ^{千円}	155,515 ^{千円}	16,603 ^{千円}
	補正前	46,379	912	3,704	155,515	16,603
	比 較	△126				
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災 害 派 遣 手 当
	補正後	45 ^{千円}	1,576 ^{千円}	638,075 ^{千円}	395,836 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,576	638,005	396,056	
	比 較			70	△220	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	381,383 ^{千円}	^{千円}	31,290 ^{千円}		
	補正前	381,737		31,290		
	比 較	△354				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△2,085 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分 △2,085 ^{千円}	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 補正後 580人 補正前 581人 増 減 △1人 計 580人 581人 △1人

職員手当	△1,032 千円	管理職手当		
		初任給調整		
		扶養手当	△78	委託への変更に伴う減
		地域手当		
		住居手当	△324	委託への変更に伴う減
		通勤手当	△126	委託への変更に伴う減
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当		
		時間外勤務手当		
		夜間勤務手当		
		宿日直手当		
		管理職員特別勤務手当		
		期末手当	70	会計年度任用職員による増
		勤勉手当	△220	委託への変更に伴う減
災害派遣手当				
退職手当組合負担金	△354	委託への変更に伴う減		
退職手当組合加入特別負担金				
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和2年4月1日現在	平均給料月額 (円)	325,257	368,711
	平均給与月額 (円)	380,901	387,564
	平均年齢 (歳)	43.03	54.10
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	327,487	367,552
	平均給与月額 (円)	386,324	387,946
	平均年齢 (歳)	43.10	54.06

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	技能労務職	区 分	一般行政職	技能労務職
高 校 卒	150,600 円	147,200 円	高 校 卒	150,600 円	147,900 円
大 学 卒	171,700 円		大 学 卒	182,200 円	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年4月1日現在	7級	13	3.6			
	6級	53	14.6			
	5級	24	6.6			
	4級	(6) 151	41.7	4級	18	100.0
	3級	(17) 65	18.0	3級	(4)	
	2級	25	6.9	2級		
	1級	31	8.6	1級		
	計	(23) 362	100.0	計	(4) 18	100.0
平成31年4月1日現在	7級	13	3.5			
	6級	51	13.5			
	5級	40	10.6			
	4級	(3) 140	37.1	4級	23	100.0
	3級	(12) 80	21.2	3級	(2)	
	2級	29	7.7	2級		
	1級	24	6.4	1級		
	計	(15) 377	100.0	計	(2) 23	100.0

注 ()は短時間勤務の職員数(外数)

(級別の標準的な職務内容)

一般行政職	7 級	6 級	5 級	4 級
	部長・支所長	課長	係長	係長・主任主事・主任技師
	3 級	2 級	1 級	
技能労務職	4 級	3 級	2 級	1 級
	班長・主任用務員・主任乗務員	主任用務員・主任乗務員	用務員・乗務員	用務員・乗務員

エ 昇給

		合 計	一般行政職	技能労務職	その他の職	
補正後	職員数 (A) (人)	578	363	18	197	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	515	328	13	174	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	2		1
		2号給 (人)	8	1	3	4
		3号給 (人)	26	19		7
		4号給 (人)	478	306	10	162
比 率 (B/A) (%)	89.1	90.4	72.2	88.3		
補正前	職員数 (A) (人)	579	364	18	197	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	516	329	13	174	
	号給数別内訳	1号給 (人)	3	2		1
		2号給 (人)	8	1	3	4
		3号給 (人)	27	20		7
		4号給 (人)	478	306	10	162
比 率 (B/A) (%)	89.1	90.4	72.2	88.3		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	制度あり	
補正前	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	制度あり	
国の制度	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.500 (2.350)	制度あり	

注 ()は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	5級地			
支給率 (%)	10			
支給対象職員数	1			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	10			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	技能労務職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	0.165	0.029	0.542	0.383
支給対象職員の比率 (%)	26.298	3.306	50.000	66.497
代表的な特殊勤務手当の名称	強制執行手当、犬・猫等死体処理手当、危険物取扱手当、消防出動手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,960,015	1,025,300	1,790,274	17,195,041
	補 正 額		18,200		18,200
	補 正 後 の 額	17,960,015	1,043,500	1,790,274	17,213,241
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,492,637	1,098,900	1,929,052	14,662,485
	補 正 額		54,900		54,900
	補 正 後 の 額	15,492,637	1,153,800	1,929,052	14,717,385
計	補 正 前 の 額	52,369,327	2,933,900	5,224,526	50,078,701
	補 正 額		73,100		73,100
	補 正 後 の 額	52,369,327	3,007,000	5,224,526	50,151,801

令和 2 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,735 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,499,676 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,735 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 252,407 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		660,282	8,735	669,017
	1 他 会 計 繰 入 金	650,282	8,735	659,017
歳 入 合 計		6,490,941	8,735	6,499,676

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸 支 出 金		86,532	8,735	95,267
	3 繰 出 金	82,329	8,735	91,064
歳 出 合 計		6,490,941	8,735	6,499,676

表 歳入歳出予算補正（直営診療施設勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		82,329	8,735	91,064
	1 事業勘定繰入金	82,329	8,735	91,064
歳入	合計	243,672	8,735	252,407

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		182,970	8,735	191,705
	1 施 設 管 理 費	182,970	8,735	191,705
歳 出 合 計		243,672	8,735	252,407

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	660,282	8,735	669,017
歳入合計	6,490,941	8,735	6,499,676

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8諸支出金	86,532	8,735	95,267			8,735	
歳出合計	6,490,941	8,735	6,499,676	0	0	8,735	0

2 歳 入

7 繰 入 金 (1 他会計繰入金)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
7 繰 入 金	660,282	8,735	669,017
1 他会計繰入金	650,282	8,735	659,017
1 一般会計繰入金	650,282	8,735	659,017
歳 入 合 計	6,490,941	8,735	6,499,676

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
6 その他一般会計繰入金	8,735	直診施設運営補助繰入金 8,735

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	86,532	8,735	95,267			8,735	
3 繰 出 金	82,329	8,735	91,064			8,735	
1 直営診療施設 勘定繰出金	82,329	8,735	91,064			8,735	

8 諸支出金 (3 繰出金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	8,735	1 直営診療施設勘定繰出金 8,735

歳入歳出補正予算事項別明細書
(直営診療施設勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	82,329	8,735	91,064
歳入合計	243,672	8,735	252,407

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	182,970	8,735	191,705			8,735	
歳 出 合 計	243,672	8,735	252,407	0	0	8,735	0

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 事業勘定繰入金	8,735	運営補助金 8,735

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	182,970	8,735	191,705			8,735	
1 施設管理費	182,970	8,735	191,705			8,735	
1 一般管理費	182,970	8,735	191,705			8,735	

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
2 給料	4,788	1 職員給与費	18,735
3 職員手当等	11,547	2 施設管理事務費	△10,000
4 共済費	2,400		
12 委託料	△10,000		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(18) 8 人	29,380 千円	41,756 千円	65,842 千円	136,978 千円
補 正 前	(18) 7	29,380	36,968	54,295	120,643
比 較	1		4,788	11,547	16,335
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	23,100 千円	160,078 千円			
補 正 前	20,700	141,343			
比 較	2,400	18,735			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(2) 8 人	千円	41,756 千円	62,055 千円	103,811 千円
補 正 前	(2) 7		36,968	50,508	87,476
比 較	1		4,788	11,547	16,335
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	18,200 千円	122,011 千円			
補 正 前	15,800	103,276			
比 較	2,400	18,735			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(16) 人	29,380 千円	千円	3,787 千円	33,167 千円
補 正 前	(16)	29,380		3,787	33,167
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	4,900 千円	38,067 千円			
補 正 前	4,900	38,067			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	2,746 ^{千円}	18,792 ^{千円}	1,374 ^{千円}	4,413 ^{千円}	924 ^{千円}
	補正前	2,129	13,814	1,134	3,510	600
	比 較	617	4,978	240	903	324
	区 分	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,176 ^{千円}		6,600 ^{千円}	1,303 ^{千円}	
	補正前	1,017		5,400	1,303	
	比 較	159		1,200		
	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	189 ^{千円}	54 ^{千円}	14,633 ^{千円}	7,882 ^{千円}	
	補正前	126	42	13,249	6,915	
	比 較	63	12	1,384	967	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特別負担金		
	補正後	5,756 ^{千円}				
	補正前	5,056				
	比 較	700				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	4,788 ^{千円}	1	給与改定に伴う増減額 ^{千円}	
		2	普通昇給に伴う増減額 ^{千円}	普通昇給分
		3	その他の増減分 4,788 ^{千円}	退職に伴う減額 ^{千円} 新規採用に伴う増額 ^{千円} 他会計との異動等による増減額 ^{千円} 昇格等による増減額 ^{千円} その他による増減等 4,788 ^{千円} 給料額の削減による減額 ^{千円}

職員手当	11,547 千円	管理職手当	617	医師の任用形態の変更に伴う増
		初任給調整	4,978	医師の任用形態の変更に伴う増
		扶養手当	240	医師の任用形態の変更に伴う増
		地域手当	903	医師の任用形態の変更に伴う増
		住居手当	324	医師の任用形態の変更に伴う増
		通勤手当	159	医師の任用形態の変更に伴う増
		単身赴任手当		
		特殊勤務手当	1,200	医師の任用形態の変更に伴う増
		時間外勤務手当		
		夜間勤務手当		
		宿日直手当	63	医師の任用形態の変更に伴う増
		管理職員特別勤務手当	12	医師の任用形態の変更に伴う増
		期末手当	1,384	医師の任用形態の変更に伴う増
		勤勉手当	967	医師の任用形態の変更に伴う増
		退職手当組合負担金	700	医師の任用形態の変更に伴う増
		退職手当組合加入特別負担金		
退職手当組合特別負担金				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	医療職
令和2年4月1日現在	平均給料月額 (円)	359,200	469,300
	平均給与月額 (円)	411,363	1,074,897
	平均年齢 (歳)	45.03	45.03
平成31年4月1日現在	平均給料月額 (円)	387,400	499,267
	平均給与月額 (円)	389,500	1,109,585
	平均年齢 (歳)	51.05	48.09

イ 初任給

浜 田 市			国		
区 分	一般行政職	医療職	区 分	一般行政職	医療職
高 校 卒	150,600 円		高 校 卒	150,600 円	
大 学 卒	171,700 円	274,500 円	大 学 卒	182,200 円	249,800 円

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医 療 職		
	級	職員数	構成比 (%)	級	職員数	構成比 (%)
令和2年4月1日現在	7級					
	6級					
	5級					
	4級	1	100.0	4級		
	3級	(1)		3級	(2) 3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	(1) 1	100.0	計	(2) 3	100.0
平成31年4月1日現在	7級					
	6級					
	5級	1	100.0			
	4級			4級		
	3級			3級	3	100.0
	2級			2級		
	1級			1級		
	計	1	100.0	計	3	100.0

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

(級別の標準的な職務内容)

	7 級	6 級	5 級	4 級
一般行政職	部長	課長	係長	係長・主任主事・主任看護師
	3 級	2 級	1 級	
	主任主事・主任看護師	主事・看護師	主事・看護師	
医 療 職	4 級	3 級	2 級	1 級
	部長	所長	医師	医師

エ 昇給

		合 計	一般行政職	医 療 職	その他の職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	8	1	3	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	1	1	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	5	1	1	3
比 率 (B/A) (%)	75.0	100.0	33.3	100.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	7	1	2	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	1	1	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)	1			1
		4号給 (人)	5	1	1	3
比 率 (B/A) (%)	85.7	100.0	50.0	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.250	4.500	制度あり	
補正前	2.250	2.250	4.500	制度あり	
国の制度	2.250	2.250	4.500	制度あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	退職時の 特別措置
支給率等	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし
国の制度	24.58688	33.2708	47.71	47.71	制度なし	なし

キ 地域手当

支給対象地域	医 療 職			
支 給 率 (%)	16			
支給対象職員数	3			
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16			

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	一般行政職	医 療 職	その他の職
給料総額に対する比率 (%)	14.248		28.369	0.897
支給対象職員の比率 (%)	87.500		100.000	100.000
代表的な特殊勤務手当の名称	医師手当、放射線取扱手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
初任給調整手当	同 じ	
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	一部異なる	支給対象となる家賃額下限及び手当額上限
通 勤 手 当	一部異なる	交通用具利用者の支給
単 身 赴 任 手 当	同 じ	

同意第 4 号

浜田市農業委員会委員の任命について

浜田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	浜田市上府町イ 2451 番地 25
職 業	農 業
氏 名	中 田 善 喜
生年月日	昭和 22 年 7 月 16 日

(参 考)

前任者 三 明 多佳志(令和元年 12 月 29 日まで)

任 期 3 年

根拠法 農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項